

通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する
利子の額の計算に関する明細書

通算法人の関連法人株式等に係る配当等の額から控除する 利子の額の計算に関する明細書				事 業 年 度	： ：	法人名		
支 払 利 子 等 の 控 除 額 の 計 算								
適用 関 連 法 人 配 当 等 の 額 の 合 計 額 (別表八(一)「16の計」)	1	円	支 払 利 子 合 計 額 の 配 賦 割 合 $\frac{(1)}{(3)}$	9				
他の通算法人の適用関連法人配当等の額の合計額 の合計 (別表十八(一)「29の計」)－(1)	2		支 払 利 子 配 賦 額 (8)×(9)	10	円			
計 (1)＋(2)	3		適用関連法人配当等の額の合計額の4％相当額 (1)×0.04	11				
支 払 利 子 等 の 額 の 合 計 額 (別表八(一)「38」)	4		支 払 利 子 配 賦 額 の 1 0 ％ 相 当 額 (10)×0.1	12				
他の通算法人に対する支払利子等の額	5		令 第 1 9 条 第 2 項 の 適 用 の 判 定 ((11)≥(12)の場合には「該当」、 その他の場合には「非該当」)	13	該当 ・ 非該当			
支 払 利 子 合 計 額 (4)－(5) (マイナスの場合は0)	6		支 払 利 子 等 の 控 除 額 ((10)＋(21))×0.1 (マイナスの場合は0)	14	円			
他の通算法人の支払利子合計額の合計 (別表十八(一)「30の計」)－(6)	7							
計 (6)＋(7)	8							
修 正 申 告 で あ る 場 合								
再 計 算 要 否 の 判 定	当初申告適用関連法人配当合計額の合計の 4％相当額 (当初申告の(3))×0.04	15	円	(19)	調 整 前 当 初 支 払 利 子 配 賦 額 (10)	20	円	
	当初申告支払利子合計額の合計の10％相当額 (当初申告の(8))×0.1	16		が「非	利 子 修 正 額 (6)－(当初申告の(6))	21		
	適用関連法人配当等の額の合計額の合計の 4％相当額 (3)×0.04	17		該	調 整 当 初 支 払 利 子 配 賦 額 (20)＋(21) (マイナスの場合は0)	22		
	支払利子合計額の合計の10％相当額 (8)×0.1	18		当	調 整 当 初 支 払 利 子 配 賦 額 の 1 0 ％ 相 当 額 (22)×0.1	23		
	法第64条の5第6項の規定の適用がある場 合、(15)＜(16)である場合又は(17)＜(18)で ある場合	19	該当 ・ 非該当	場 合	当 初 支 払 利 子 配 賦 額 の 控 除 不 足 額 の 益 金 算 入 額 (23)－(1) (マイナスの場合は0)	24		

別表八(一)付表 令六・四・一以後終了事業年度分